該非判定書作成依頼書

下記の審査判定資料に基づき、本輸出案件に使用する該非判定書の作成を依頼します。

2019 09 Rev 1.5

■ a	う客様ご記ん	入欄	書類送付先 ば申請者 □輸出者			ご記入日	20○○年 ■月 ●日			
	申請者	住 所	〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-5							
		団 体 名	日本アビオニクス株式会社			氏 名	アビオ 太郎			
		所 属	●●事業部 ●●営業部			T E L	03-5436-06			
		e-mail	アビオ太郎@avio.co.jp			F A X	03-5436-06			
	輸出者	住 所	〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-5							
	口同 上	団 体 名	●●販売株式会社			輸出担当者	ΟΟ ΔΔ			
		所 属	●●営業部			T E L	03-5436-			
		e-mail				F A X	03-5436-			
	最終需要者	輸出先国名	中国 ログループAに該当(下記の(注)欄を参照)							
審	または	住 所	OO-××-△△ SHANGHAI, CHINA							
_	持ち出し先	英文団体名	Nippon Avio S	Nippon Avio Shanghai Co., Ltd.						
査		団 体 名	日本亜美尾上	:海有限公司		使用担当者	•• 00			
判		所 属	Production E	ngineering Dep	t.	T E L	000-∆∆-0∆■			
1.3		e-mail		Shanghai@av		F A X				
定	(注)グループA		、ラリア、オーストリア、ヘ゛ルキ゛ー、フ゛ルカ゛リア、カナタ゛、チェコ、テ゛ンマーク、フィンラント゛、フランス、ト゛イツ、キ゛リシャ、ハンカ゛リー、アイルラント゛、 、オランタ゛、ニューシ゛ーラント゛、ノルウェー、ホ゜ーラント゛、ホ゜ルトカ゛ル、スヘ゜イン、スウェーテ゛ン、スイス、英国、アメリカ合衆国							
資	輸出貨物等		TCW-315							
料		※点数が多い場合は、別紙を添付願います	NA-66							
						I				
		購入時期	★ 新規購入(→ 納入後1年		出の場合も含む) 月頃購入)	輸出形態	□ 一時持ち出し			
		ス 円 ノヘル引 79]	□ 納入後1年		力填料人	一番山の池	□組み込み			
			☑ 民生用 □ □ 大量破壞兵器用(Yes / No)□ 在庫等							
		最終使用目的	具体的用途()					
	書類発行	必要書類	┙該非判定書	<u></u> ロパ	ラメータシート・項目別	対比表	□ CCC証明書			
	必要枚数 □()枚 : 理由()枚 : 理由()			
		希望到着日	2000年 🕻)月 ▲日		輸出予定日	20○○年 ●月 ■日			
		連絡事項								
お客	様へ:上	このお客様の個	 人情報(お名	<u></u>	電話番号等)は	、該非判定	書の発行・送付手続き以外			

<u>の用途には使用いたしません。</u>

■ 弊社記入欄

【移送経路】 お取引先様 → 申請部門(営業部・拠点等) → 技術判定部門(技術部等) →(輸出管理部門)→ 申請部門(営業部・拠点等)									
申請担当者氏名			□ 輸出令別表第1/外為令別表の1~15項に該当:項-()						
所属		製 品	□ 外国政府再輸出規制に該当: 国名 (
書類送付	口書類直送 口申請部門経由		□ キャッチオール規制に該当						
発行管理番号		特記事項							
輸出承認番号		付記事項	□ 社内規程指定要件						

- 注)1. 当該製品が新製品の場合、あるいは輸出関連法令の改正後初めて該非判定を行う場合、 輸出管理部門へ本紙とは別に「該非判定申請書」および該非判定書の写しを回覧し、 輸出管理部門長の確認を受ける。(当該製品の初回の判定のみ)
 - 2. 下記の場合は、社内規程による輸出承認を受けてから該非判定書を発行する。
 - ① 新規購入
 - ② ①以外の社内規程指定要件

TEL:045-930-3595

日本アビオニクス株式会社 電子機器営業本部 接合機器営業部 行

技	術	判	定	部	門	申請部門
技術判	定責	任者	作	成	者	申請担当者

045-930-3597